

令和8年1月 9日

区役所4階 庁議室

荒川区男女共同参画社会推進区民会議〔第3回〕

1 議 題

- (1) 第2回荒川区男女共同参画社会推進区民会議以降の計画案の変更点について
- (2) 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）（案）について
- (3) 今後の予定について

2 資 料

- 資料1 第2回荒川区男女共同参画社会推進区民会議以降の計画案の変更ポイント
 - 別紙1 第2回荒川区男女共同参画社会推進区民会議における主な意見
 - 別紙2 総務企画委員会質疑等メモ
 - 別紙3 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）パブリック・コメントの実施結果について
- 資料2 荒川区男女共同参画社会推進計画（案）

第2回区民会議以降の計画案の変更ポイントについて

○9月30日第2回区民会議における主な意見及び計画案への反映 (別紙1 参照)

◆ 基本目標Ⅰ—2 (1) (活躍の場の拡大) について

- ・ 「基本目標Ⅰの施策のタイトルが『Ⅰ—2 (1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大』となっているが、男女という記載に違和感がある。全ての人の活躍の場の拡大という意味ではないか」との意見があった。
- ・ ご意見を踏まえ、性別に関わらずすべての人の活躍を目指すため、「地域活動における多様な人の活躍の場の拡大」に文言を修正した。

修正案	第2回区民会議時点の素案内容
基本目標Ⅰの施策のタイトル (※計画案 P. 34) Ⅰ—2 (1) 地域活動における <u>多様な人の</u> 活躍の場の拡大	基本目標Ⅰの施策のタイトル Ⅰ—2 (1) 地域活動における <u>男女の</u> 活躍 の場の拡大

◆ 基本目標Ⅱ (困難女性) について

- ・ 「困難を抱えた女性に関する施策の中に男性も対象となる施策が含まれているため、『女性等』とするなど、誰もが対象と感じられるようにすべきでは」との意見があった。
- ・ 「困難な問題を抱えた女性」の施策の中には男性も対象となる取組が含まれていることから、表現方法の見直しをしたことに加え、困難女性支援法に基づく項目であることを明記した。あわせて、第1章(3)東京都の動きに「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」について追記した。

修正案	第2回区民会議時点の素案内容
● 基本目標Ⅱ—2 (1) ひとり親家庭への支援 (※計画案 P. 43) ● <u>ひとり親家庭が、それぞれの状況に応じて最適な支援を受けられるよう、多様な支援が包括的に提供される体制の整備を図ります。</u>	● 本目標Ⅱ—2 (1) ひとり親家庭への支援 ● <u>困難な問題を抱える女性が、それぞれの状況に応じて最適な支援を受けられるよう、多様な支援が包括的に提供される体制の整備を図ります。</u>
● Ⅱ—2 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実 (※計画案 P. 44) ● <u>令和6 (2024) 年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」としています。</u> ● 困難な問題を抱えた女性が地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知や相談窓口相互の緊密な連携を行うとともに、的確な支援を行っていきます。	● Ⅱ—2 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実 ● 困難な問題を抱えた女性が地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知や相談窓口相互の緊密な連携を行うとともに、的確な支援を行っていきます。

第1章（3）東京都の動き（※計画案P.6～7） また、新たな人権課題にも対応しており、令和7（2025）年4月施行された「東京都カスターマーハラスメント防止条例」をはじめ、女性の健康課題に関する支援拠点（「はたらく女性スクエア」等）の整備、女子中高生向けのSTEM分野キャリア支援や男性の家事・育児参画促進、配偶者暴力相談支援センターの拡充等、多様な層を対象とした実効的な施策が展開されています。 そのほか、令和6（2024）年3月には、<u>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、令和6（2024）年度から10（2028）年度までを計画期間とする「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画が策定されました。</u>	第1章（3）東京都の動き また、新たな人権課題にも対応しており、令和7（2025）年4月施行された「東京都カスターマーハラスメント防止条例」をはじめ、女性の健康課題に関する支援拠点（「はたらく女性スクエア」等）の整備、女子中高生向けのSTEM分野キャリア支援や男性の家事・育児参画促進、配偶者暴力相談支援センターの拡充等、多様な層を対象とした実効的な施策が展開されています。
--	---

◆ 基本目標Ⅲの指標について

- ・ 「ワーク・ライフ・バランスに関する指標を変更したことで数値が下がっており、以前の指標の方が実態をより反映していたのではないか」との意見があった。
- ・ 区民会議の時点では、基本目標Ⅲの指標として「仕事・家庭生活、個人の時間の調和が取れていると感じている人の割合」という区政世論調査の調査項目を設定していたが、現行計画では「ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合」という荒川区民総幸福度（GAH）調査の指標を採用しており、質問の仕方と統計の取り方により、前者の方が数値が大きく下がっている。
- ・ そこで、過去の計画との整合性を図るため、指標を現行計画と同じものに修正した。

修正案	第2回区民会議時点の素案内容
基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る ■基本目標Ⅲの指標（※計画案 P. 47） 1 <u>ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合</u>	基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る ■基本目標Ⅲの指標 1 <u>仕事・家庭生活、個人の時間の調和が取れていると感じている人の割合</u>

○11月10日総務企画委員会での主な意見及び計画案への反映（別紙2 参照）

◆ 元号と西暦の併記について

- ・ 「素案では元号のみが記載されているが、わかりやすさの点から元号と西暦を併記すべき」との意見があった。
- ・ 第1章の「2 計画策定の背景」において国際社会の動向等を記載しており、そこでは一部西暦の記載をしていることから、区民にとってのわかりやすさを考慮し、元号と西暦を併記した。

○パブリック・コメントでの主な意見及び計画案への反映（別紙３ 参照）

◆ 元号と西暦の併記について

- ・ 「荒川区には、人口の１割以上の外国出身者がいるため、西暦を併記したほうがよい」との意見があった。
- ・ すべての方により分かりやすい計画とするため、元号表記に併せて西暦も表記した。

◆ 用語解説の追記について

- ・ 「分かりやすくなるように、用語解説がほしい」との意見があった。
- ・ より分かりやすい計画となるよう、注釈が必要となる用語について、巻末にコラム欄・用語解説を付した。

○第３回荒川区男女共同参画社会推進委員会（部長級会議）での主な意見及び計画案への反映

◆ 具体的な施策『保護者向けのお知らせ等を通じた人権・ジェンダー平等意識の醸成』に係る文言修正について

- ・ 「基本目標Ⅰ－１（２）に紐付く施策『保護者向けのお知らせ等を通じた人権・ジェンダー平等意識の醸成』の事業内容について、「父親が育休を取るための『要件等』を記載」ではなく、父親が育休を取るための『制度等』を記載」に変更してほしい」との意見があった。
- ・ より分かりやすくなると判断し、文言修正した。

修正案	第２回区民会議時点の素案内容
具体的な施策 保護者向けのお知らせ等を通じた人権・ジェンダー平等意識の醸成（※計画案 P.31） 事業内容 保育園等の保護者会で男女が協力した育児の必要性を伝えるとともに、保護者向けのお知らせに人権に配慮した保育の記載を行い、人権意識を醸成します。小・中学校の学校だより等では「さん」付け呼称を用い、母子健康手帳には産後に父親が育休を取るための制度等を記載することで人権・ジェンダー平等意識を醸成します。	具体的な施策 保護者向けのお知らせ等を通じた人権・ジェンダー平等意識の醸成 事業内容 保育園等の保護者会で男女が協力した育児の必要性を伝えるとともに、保護者向けのお知らせに人権に配慮した保育の記載を行い、人権意識を醸成します。小・中学校の学校だより等では「さん」付け呼称を用い、母子健康手帳には産後に父親が育休を取るための要件等を記載することで人権・ジェンダー平等意識を醸成します。

◆ 具体的な施策『被害者情報の適切な管理』に係る所管課について

- ・ 「基本目標Ⅱ－１（１）に紐付く施策『被害者情報の適切な管理』に係る所管課に税務課・国保年金課も併記すべき」との意見があった。
- ・ 事業内容を踏まえ、税務課及び国保年金課を追記した。

修正案	第２回区民会議時点の素案内容
具体的な施策 被害者情報の適切な管理（※計画案 P.39） 所管課 戸籍住民課、税務課、国保年金課	具体的な施策 被害者情報の適切な管理 所管課 戸籍住民課

- ◆ 基本目標Ⅲ－２（２）多様な子育て支援に紐付けされている具体的な施策の並び順について
- ・ 「基本目標Ⅲ－２（２）多様な子育て支援に紐付けされている具体的な施策について、事業ごとに記載されているため、それぞれの特色や差異が分かりにくい」との意見があった。
 - ・ 具体的な施策を施策の内容ごとに並び替え、より分かりやすくなるよう整理した。

修正案	第２回区民会議時点の素案内容
基本目標Ⅲ－２（２）多様な子育て支援 具体的な施策（※計画案 P. 51～53） <u>（学習機会の提供）</u> ・ <u>父親の育児に関する情報提供</u> ・ <u>家庭教育学級（乳幼児コース・小・中学生コース）</u> <u>（相談）</u> ・ <u>子育て中の多様な悩み・不安に対応する相談体制の充実</u> ・ <u>親の子育て力支援事業</u> <u>（環境整備）</u> ・ <u>乳幼児の親が安心して外出できる環境の整備</u> <u>（保育）</u> ・ <u>保育サービスの更なる充実</u> ・ <u>地域における子育て支援（ファミリー・サポート・センター事業）</u> ・ <u>子育て短期支援事業（ショートステイ事業）</u> <u>（交流）</u> ・ <u>親子ふれあいひろば</u> ・ <u>子育て交流サロン事業</u> <u>（居場所）</u> ・ <u>放課後等の児童への支援事業</u> ・ <u>子どもの居場所づくり事業の実施</u>	基本目標Ⅲ－２（２）多様な子育て支援 具体的な施策 ・ <u>家庭教育学級（乳幼児コース・小・中学生コース）</u> ・ <u>父親の育児に関する情報提供</u> ・ <u>子育て中の多様な悩み・不安に対応する相談体制の充実</u> ・ <u>乳幼児の親が安心して外出できる環境の整備</u> ・ <u>地域における子育て支援（ファミリー・サポート・センター事業）</u> ・ <u>放課後等の児童への支援事業</u> ・ <u>親子ふれあいひろば</u> ・ <u>子どもの居場所づくり事業の実施</u> ・ <u>親の子育て力支援事業</u> ・ <u>保育サービスの更なる充実</u> ・ <u>子育て交流サロン事業</u> ・ <u>子育て短期支援事業（ショートステイ事業）</u>

- ◆ 具体的な施策『乳幼児の親が安心して外出できる環境の整備』に係る文言修正について
- ・ 「基本目標Ⅲ－２（２）に紐付く施策『乳幼児の親が安心して外出できる環境の整備』の事業内容について、「（仮称）子育てファミリーに優しい施設づくりのガイドブックを配布する」としていたが、（仮称）子ども・子育て世代に優しい施設のガイドラインを作成・周知するに変更したい」との意見があった。
 - ・ （仮称）子ども・子育て世代に優しい施設のガイドラインを作成・周知するに、文言を修正した。

修正案	第２回区民会議時点の素案内容
具体的な施策 乳幼児の親が安心して外出できる環境の整備（※計画案 P. 52） 事業内容 「あらかわベビーステーション」	具体的な施策 乳幼児の親が安心して外出できる環境の整備 事業内容 「あらかわベビーステーション」

の設置や、店舗等を経営する事業者向けに「<u>(仮称) 子ども・子育て世代に優しい施設のガイドライン</u>」を作成・周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境を整備します。	の設置や、店舗等を経営する事業者向けに「<u>(仮称) 子育てファミリーに優しい施設づくりのガイドブック</u>」を配布することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出をできる環境を整備します。
--	--

◆ 具体的な施策『企業・労働者への多様な働き方の提案』に係る文言修正について

- ・ 「基本目標Ⅲ－３（１）に紐付く施策『企業・労働者への多様な働き方の提案』の事業内容について、「中小企業診断士による訪問助言を削除してほしい」との意見があった。
- ・ 中小企業診断士による訪問助言を削除した。

修正案	第２回区民会議時点の素案内容
具体的な施策 企業・労働者への多様な働き方の提案（※計画案 P. 54） 事業内容 男女平等推進センター（アクト２１）発行の情報誌を区内事業所に配布し、事業者への意識啓発を行うとともに、企業相談員による巡回訪問等を通じて区内事業者へのテレワークやデジタル化推進等、多様な働き方に関する情報提供と提案を行います。	具体的な施策 企業・労働者への多様な働き方の提案 事業内容 男女平等推進センター（アクト２１）発行の情報誌を区内事業所に配布し、事業者への意識啓発を行うとともに、<u>中小企業診断士による訪問助言</u>、企業相談員による巡回訪問等を通じて区内事業者へのテレワークやデジタル化推進等、多様な働き方に関する情報提供と提案を行います。

◆ 基本目標Ⅲ－３（５）起業・開業の支援に係る文言修正について

- ・ 「基本目標Ⅲ－３（５）の施策『起業・開業の支援』について、「開業に係る文言を削除してほしい」との意見があった。
- ・ 開業を削除するとともに文言を修正した。

修正案	第２回区民会議時点の素案内容
Ⅲ－３（５）起業家の支援（※計画案 P. 57） ● 女性を含めた<u>起業</u>を推進するため、区内で起業しようとする方を対象とした講座を開催する等により、ノウハウや情報を提供します。 ● <u>起業</u>予定者、<u>起業</u>間もない事業者に対して、継続的に相談・アドバイスを行い、事業者の<u>成長支援</u>と経営基盤の強化を図ります。 具体的な施策 起業家支援のための講座の実施（創業支援事業・相談事業・講義・セミナーの開催等） 事業内容 <u>起業</u>に関する相談の実施に加え、ビジネスプランの作成知識等を学ぶセミナーや起業家交流会、若者向けワーク	Ⅲ－３（５）<u>起業・開業</u>の支援 ● 女性を含めた<u>起業・開業</u>を推進するため、区内で<u>起業・開業</u>しようとする<u>起業家</u>を対象とした講座を開催する等により、ノウハウや情報を提供します。 ● <u>起業・開業</u>予定者、<u>起業・開業</u>間もない企業に対して、継続的に相談・アドバイスを行い、<u>企業</u>の<u>育成</u>と経営基盤の強化を図ります。 具体的な施策 起業家支援のための講座の実施（創業支援事業・相談事業・講義・セミナーの開催等） 事業内容 <u>起業・開業</u>に関する相談の実施に加え、ビジネスプランの作成知識等を学ぶセミナーや起業家交流会、若者向けワ

ショップ等を開催することにより、<u>起業</u>を志す方の支援を強化し、新たなビジネスチャンスの創出と地域経済の活性化を促進します。	ークショップ等を開催することにより、<u>起業・開業</u>を志す方の支援を強化し、新たなビジネスチャンスの創出と地域経済の活性化を促進します。
--	---

◆ 具体的な施策『周産期うつ対策』に係る文言修正について

- ・ 「基本目標Ⅲ－４（４）に紐付く施策『周産期うつ対策』の事業内容について、「産婦健診や１か月児健診時も追加し内容を修正してほしい」との意見があった。
- ・ より分かりやすくなると判断し、文言修正した。

修正案	第２回区民会議時点の素案内容
具体的な施策 周産期うつ対策（※計画案 P. 60） 事業内容 ゆりかご面接や新生児訪問、<u>産婦健診、１か月児健診時に産後うつに関するアンケート等を実施し、周産期うつ病の早期発見を行い、必要に応じた受診勧奨やサービス調整を行うことで妊娠中及び産後のメンタルヘルス対策を強化します。</u>	具体的な施策 周産期うつ対策 事業内容 ゆりかご面接や新生児訪問時の出<u>産後アンケート等で特定妊婦の把握や周産期うつ病の早期発見、必要に応じた受診勧奨やサービス調整を行うことにより、妊娠中及び産後の母親のメンタルヘルス対策を強化します。</u>

◆ 具体的な施策『職場における旧姓使用の実施』に係る文言修正について

- ・ 「基本目標Ⅳ－１（３）に紐付く施策『職場における旧姓使用の実施』の事業内容について、「職場における旧姓使用の実施で対象者が女性になっているが男性も対象になるのではないか」との意見があった。
- ・ 旧姓使用は男女ともに対象になると判断し、女性を削除した。

修正案	第２回区民会議時点の素案内容
具体的な施策 職場における旧姓使用の実施（※計画案 P. 66） 事業内容 職場における旧姓使用を認めることにより、ライフステージの変化に対応し、結婚により姓が変わった場合でも本人が希望する姓で業務に従事できる環境を整備します。	具体的な施策 職場における旧姓使用の実施 事業内容 職場における旧姓使用を認めることにより、<u>女性</u>のライフステージの変化に対応し、結婚により姓が変わった場合でも本人が希望する姓で業務に従事できる環境を整備します。

○その他の変更点

◆ 巻末資料の追加

- ・ 巻末に、参考資料として、用語解説、会議体の設置要綱、区民会議委員名簿、計画策定に向けた審議経過、パブリック・コメントの実施結果、荒川区政世論調査結果（抜粋）、関連法令を追加した。

第2回荒川区男女共同参画社会推進区民会議における主な意見

計画案への反映について

計画に新たに反映する ◎

すでに盛り込んでいる ○

意見・要望としてお聞きする —

《基本理念》

意見の概要	意見に対する区の考え方	計画案への反映
○誰ひとり取り残されない・平等が、ジェンダーの方だけに向いているように感じる。独居の高齢者の方、障害がある方、心身の病気で苦しんでいる方など生活が大変な弱者の方に対しても、平等な社会の実現が伝わることを望む。	○基本理念の冒頭に「全ての人が自分らしく生きることができる」と記載しており、「誰ひとり取り残されない」のはジェンダーの方だけに向けたものではなく、性別、年齢、国政、障害の有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分の可能性を最大限に発揮できる包摂社会を築くことを目指している。また、すべての人の人権が尊重される社会的包摂については、人権推進指針でも捕捉している。	○

《基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める》

意見の概要	意見に対する区の考え方	計画案への反映
○ジェンダー平等を新たに理念に掲げるなら、指標を「男女の地位の平等意識」だけに限定せず、LGBTQなど多様な性の人々の意識も反映する必要があるのではないか。	○法律上「男女共同参画」と定められているため、「男」「女」を区政世論調査設問の選択肢としている。回答者の属性としては、「男」「女」に加え「その他」という選択肢も設け、多様な性の方々の意見も反映できるようにしている。	—
○学校教育に関しては、区が直接関与できる分野であり、平等意識の指標は100%を目指すべきではないか。	○学校教育は区が一定の影響を及ぼせる分野として独立した指標を設けているが、家庭環境など外的要因も影響するほか、区政世論調査は18歳以上の無作為抽出で、回答者属性として多様な年代が含まれているため、現状では100%の達成は難しいと考える。今後も、現在の学校教育の取組についての	—

	周知啓発に努め、ジェンダー平等意識の高揚を図る。	
○区内の性的マイノリティの人数把握の有無を確認したい。	○性的指向・ジェンダーアイデンティティについて確認することは人権侵害に当たると考え、区政世論調査の回答者属性については、「男」「女」「その他」としている。このため、区内の性的マイノリティの方の人数は把握していない。	—
○施策２（１）地域活動における男女の活躍の場の拡大に違和感がある。すべての人の活躍という意味なのではないか？	○性別に関わらず、すべての人の活躍を目指すため、「地域活動における多様な人の活躍の場」に文言を修正。 【計画案P34 基本目標Ⅰ—２（１）に反映】	◎
○指標３の性的マイノリティに対する地域社会の理解について、多数派・少数派が問題ではなく、全ての人が重要なので、「※性の多様性（SOGI）への理解」の方が適していると感じる。	○今回の指標は、区政世論調査結果をもとに設定しているものであるため修正は難しいが、今後の調査項目の設定の上で参考にする。	—
○指標３の性的マイノリティに対する地域社会の理解について、区民の21.9%が「進んでいない」との回答の意味は大きいと感じる。対応が必要と感じるので、数字だけではわからないアンケートの声が知りたい。場合によっては、世田谷区の「パートナーシップ宣誓」のような取り組みが必要かもしれない。	○今回の指標は、区政世論調査をもとに設定しており、設問に自由回答がないので具体的内容は確認できないが、様々な面で対応が必要と考えている。区においても、令和４年度から同性パートナーシップ制度を実施しており、同制度を通じて当事者の社会的困難の解消に努めるとともに、今後も制度を必要とする方々へ情報が届くよう啓発活動を推進していく。	—

≪基本目標Ⅱ 暴力の根絶・困難を抱える女性への支援体制を整備する≫

意見の概要	意見に対する区の考え方	計画案への反映
○「困難を抱えた女性」の施策の中に、男性も対象となる取組が含まれている。表現を「女性等」とするなど、誰もが対象と感じられるようにすべきではないか。	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく項目であり、法律上は対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を	◎

	円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」としているため、タイトルの変更は難しいが、ひとり親家庭への支援等は男性も対象となっているため、当事者に自分が除外されていると感じさせないよう、表現方法を見直した。 【計画案P43 基本目標Ⅱ-2(1)に反映)】	
○男性ならではの生きづらさもあるので、女性だけが対象となっているタイトルの表記に違和感が残る。	○ 同上	—
○「相談窓口・相談機関の周知・PR」は、情報過多の時代、情報精選が大事。組織や部署、増えすぎた窓口や機関を整理して、相談者が利用しやすい形に再編していくことが必要。横断的な部署も一つの解決策と考える。	○区としては相談しやすい体制の構築を図るため、相談窓口を拡充している。また、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑・複合的な課題を持つ方(家族)をサポートするための重層的支援ができる部署が庁内連携を図り、課題解決に努めている。	○
○「賃金格差」「履歴書への性別への質問」「性別に関係なく利用できる公的支援」の有無など具体的な指標はどうか。	○調査の対象者や調査実施手法に課題があることから、今後の調査方法について検討する。	—
○ハラスメントは、正しい理解が必要な言葉。ハラスメントを恐れて、必要な指導や助言・関わりを控えることが成長や促進を阻むことにつながる。	○必要な指導や助言・関わりがもてるよう、ハラスメントに対する正しい理解促進に向け、今後も意識啓発や情報提供を図っていく。	○

《基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る》

意見の概要	意見に対する区の考え方	計画案への反映
○ワーク・ライフ・バランスに関する指標を変更したことで数値が下がっており、以前の指標の方が実態をより反映していたのではないかと。	○ワーク・ライフ・バランスの指標は、これまで「荒川区民総幸福度調査」で「ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる人の割合」を用いていたが、今回、調査の継続性の観点から区政世論調査の「仕事・家庭生活・個人の時間の調和」の結果を用いた。しかしながら、質問の仕方の違いにより数	◎

	値が下がっており、過去の計画との整合性が図れないため、これまでと同様に「荒川区民総幸福度調査」の結果を指標に設定した。 【計画案P47 基本目標Ⅲ 指標に反映】	
○男女の地位の平等意識は職種によって差があるのではないか。どのような職場で男女平等が進んでいるかを把握する調査も有効ではないか。	○現行の区政世論調査では、回答者の属性として職種別の質問を行っていないが、男女比に偏りのある職場等、実態を踏まえた把握は重要と認識している。今後、区内事業者との連携による実態把握等について検討していく。	—
○出産などのライフイベントに関して、女性の意見が職場に反映される仕組みや、相談できる環境を整えることが重要。休業後に男性と同様に働ける環境づくりも課題である。	○出産や育児を経ても働き続けられる環境づくりは重要であり、育児休業制度の啓発や職場での理解・相談体制の促進を進めている。今後も、出産・育児と仕事を両立できる環境づくりを支援していく。	○
○男性も声を上げにくい現状があり、ライフイベントの違いを踏まえた支援策を整えることが重要。男女を問わず、情報と選択肢を平等に提供することが必要である。	○男性も地域で暮らしやすいように、ワーク・ライフ・バランスを取りながら誰もが働きやすい環境づくりを推進する施策を検討していくとともに、男女双方の視点から支援策や情報提供の在り方を考えていく。	○
○男女の健康と仕事・家事・育児の両立（フェムテック活用など）について、周知ができるとよいと思う。	○男女の健康と仕事・家事・育児の両立については、基本目標Ⅲの理念であり、積極的に推進していくとともに、両立支援に向けた講座や広報誌等を通じ情報発信を行い、周知・啓発を促進していく。	○
○核家族化、共働き世帯の増加及び高齢化が進み、家事や家族の世話を日常的に行っている子どもや若者（ヤングケアラー）がいることに問題があると思う。	○荒川区子ども・若者総合計画において、ヤングケアラー支援を主要事業の1つとし、その支援について子ども家庭部、教育委員会を中心として全庁連携の上、取り組みを進めている。	—
○求職活動されている方の希望の就業形態は、正社員以外が多い傾向にある。ただし、年々正社員希望の割合	○計画素案にご賛同をいただき感謝申し上げます。施策の方向性3のとおり、誰もが働きやすい環境づくりの視点を	○

は増加しており、基本目標として掲げることで、より意識変化が加速される可能性も高いので、取組に賛同する。	今後も重視し、計画の推進を図っていく。	
○家事や育児は基本的には母親や女性の役割だという固定概念により、多くの女性が家事に時間を費やし、多くの場面で女性が参画の機会を失っていると思う。基本理念では「役割分担の見直し」でいいが、担当部署としては「家事は家族みんなの仕事」と言い切る姿勢がほしい。	○今後、事業実施の上で参考とさせていただく。	—
○指標2について、金銭面での支援に留まらず、仕組みづくりや教育的支援の充実がされることを期待。支援を受けた人や企業については、荒川区の成功事例として必要な企業や職場に届くよう、成果やその過程・取組などをデータ化し、広く役立てていく流れが欲しい。	○今後、事業実施の上で参考とさせていただく。	—

《基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する》

意見の概要	意見に対する区の考え方	計画案への反映
○女性委員のいない審議会等の割合について、どのくらいの団体があるのか。入っていない理由を知りたい。	○審議会によっては、団体の当て職によるものや学識経験者に男性が多い分野があるため、女性が含まれていない審議会が5つある。一方で、女性だけの審議会はない。今後も女性参画の拡大に向けて引き続き取り組んでいく。	—
○女性の管理監督者について、目標値を設定することで、無理な登用がされないよう配慮が必要。まずは目標値に対する荒川区職員との合意形成を取ったうえで、公平で透明性の高い評価制度の導入や、女性が働きやすい柔軟な勤務環境整備、研修プログラムの充実等を期待する。	○区職員の男女共同参画の推進に向けた施策として、男性職員の育児休業取得の推進等も計画に反映しており、さらに取組を進めていく。また、区は事業主として「荒川区職員魅力ある職場づくり推進計画」を策定しており、その中で具体的な取り組みとして「ロールモデルの紹介や女性管理職・係長職交	○

	流の実施」を掲げており、女性活躍推進と支援に努めている。	
○指標１・２について、性別よりも適材適所、専門性や熱意のある人を委員にすることが最も大切。この項目の目的は、多様な人の参画推進なのか？また、委員としてではなくても、関心のある区民が参加できる仕組みがあると、女性を含めた幅広い声を届けることに繋がるように思う。関心のある方が参加できる会議、開催方法、情報の届け方などの工夫が必要。	○審議会等の委員選任について、専門性・適材適所を基本としつつも、多様な意見を取り入れる上で女性の視点を政策形成に活かすことが重要と認識している。また、区政に関心のある区民に参画いただくことの重要性を認識しつつ、更に多くの区民意見を区政に反映させるために、無作為抽出等の手法を用いることで、多様な区民意見の反映に努めていく。	—

《その他》

意見の概要	意見に対する区の考え方	計画案への反映
○アンコンシャス・バイアスの払拭を強化し、働くことを軸とした安心社会目指してほしい。	○無意識の思い込みであるアンコンシャス・バイアスの払拭に向けた取組は計画にも記載しているが、今後、本計画のコラム等で解説することにより、さらに理解を促していく。	◎
○指標の現状値把握について、実質的な満足度などを把握するには、介護施設や町会、法人会、大学、保育園、障害者施設など幅広くアンケート協力の依頼をすることで、世論調査とは違う傾向も把握できると思う。	○次回計画策定の調査手法の検討の中で参考としていく。 なお、幅広い区民意見の聴取については、現在、荒川区基本構想の策定に向け、各団体へのヒアリング、区民参画による年代別のワークショップを開催する等、様々な手法を用いて区政に区民意見を反映できるよう努めている。	—
○多くの目標値の設定が+15%ほどであるが、その根拠を確認したい。	○現実的な目標値の達成の可能性を考慮しつつ、挑戦的な目標とすることのバランスを踏まえて設定している。	—

総務企画委員会質疑等メモ

令和 7 年 11 月 10 日(月)10 時から

○表題について(横山委員)

- ◆ 第6次改訂で、当時より様々な多様性を受け入れる要素が発展をしてきていると思う。男女共同参画社会ではなく、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関わらずとうたっているのだからこれが体现できる表題にならないか。例えば、多様性共生など、住む人にやさしい、能力を発揮できるような街のようなものに変更できないか？表題だけ見ると、ずっと変わらないような気がする。

区⇒男女共同参画社会基本法に基づくものであること、また現行の5次計画でも、本題は、『誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指す実行プラン』としており、サブタイトルとして、わかりやすくなるよう『男女共同参画社会推進計画』としている。また、計画の中でも『すべての人が自分らしく生きることができる 誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現』をうたっており、そういった形で対応しているという認識である。

- ◆ 区民にとってわかりやすいかどうか、どうやったら区民にとってわかりやすいかと考えて、どうしても入れなくてはいけないのであれば、かっこ書きでいれるのもありかと思い、こういう意見になった。

○指標について(横山委員)

- ◆ 事業の到達点である指標の現状値が、数年前のものもあれば、去年のものもある。これで正確に現状が図れるのか？人権意識などはだいたい前の調査であるが、これで目標が100%とは実感がわからない。

区⇒概ねは、区政世論調査及び荒川区民総幸福度調査、その他統計データによるものである。その信ぴょう性というところであるが、無作為抽出で3000人という調査数であることから、一定の信ぴょう性が担保されていると考えている。また、人権意識については、今年度の夏に調査している。年度末の改定には反映できると考えている。

- ◆ 行政としては、体制整備のところであることが書いてある。民間企業は、男女の賃金格差や正規非正規、性的マイノリティの方の状況など、もっと客観的なものを指標として検討した方がよいのではないか？外国人に対する意識、偏見がないかなど、人権指針ともかかわって、指標そのものをわかりやすくしていくこと、民間企業でこういったことが求められているか調査・啓発することも大事だと思うがどうか。

区⇒民間企業のところなどは、個々に世論調査などで取っているものでないが、統計データはあるので、そういったものを組み合わせてみていくことが大切と考えている。ただ、現在指標としているものは、アウトカム的な、全体的な効果を示すものとして、大上段に立つものを意識的に設定している。一方、今後アウトプットの指標もしっかりとって、全体的な推進している進捗状況をみていきたい。

○これまでの計画との変遷(保坂委員)

- ◆ いつから始まって、一次の期間はどのくらいあったか？

区⇒平成 2 年が第 1 次計画、その後、13年に2次、23年に 3 次、28 年度に 4 次、令和 3 年度に第 5 次計画を改定している。

- ◆ 平成 13 年に作った2次と比べて、荒川区の男女共同参画はどのような変化があったのか？感覚で教えてほしい。

区⇒13 年度から比べると、ジェンダー平等について、SDGS に国際的にも位置づけられ、荒川区でもパートナーシップ制度を新設したことなどを見ても、かなり変遷があったものと思われる。意識が高まっている

ことに伴って、逆に課題が顕在していることもある。かなりの年限の中で推進してきた、制度上または国でも法令ができたという進捗がある一方、新たな課題がたくさんあるという認識をしている。

- ◆ コロナを前後にして、新しい差別・区別が芽吹き始めているようにも感じている。また、当初この計画を作った時とは違う差別が芽生え始めてきているような気がしている。これを早期発見し、早期対処が必要のように感じているが、これも感覚的なものだが、どう考えるか？

区⇒何か認識が広まることによって、別の反発するような意識が生まれるというところは、認識している。以前と比べ大きく違うのは、情報がインターネットで一瞬にして拡散してしまうようになったこと。これが、人権問題に発展するような誹謗中傷につながることもあり、拡散することで目にする方も増える、そして同じような意見を持つ方が増える、こういったことが大きな問題かと考えている。

そういった社会構造、インターネット上のことを根本から変えるのは難しい。そのため、地道な対応、意識啓発や教育が必要と考えている。

- ◆ 区が私と同様な問題意識を持っていることはありがたい。時流をつかめる立場にお互いいるので、今後もしいい方向になるよう努めていきたい。

○相談について(保坂委員)

- ◆ 基本理念を追求するための基本目線、これは現実的に男女平等参画、ジェンダーに関する相談はどのくらいあるのか、過去と比べて増えているのか教えてほしい。

区⇒ジェンダーということだけでなく、アクト 21 でさまざま相談を受けている。その中で、すべて分けてというのは難しいところであるが、傾向としては、ジェンダーの相談や DV の相談も増えている。課題が顕在化しているという中で増えていると認識している。

- ◆ 増えているということは、計画を作ることで、訴えやすくなった、顕在化しやすくなったことだと認識している。また、インターネットの普及などで人との交流が苦手になった、言葉で会話しにくくなったということも関係しているかな、と思っているがどうか。

区⇒増えた理由としては、同じ認識である。LGBTQ のことなど社会的に定義され、自治体などの相談窓口が増えている。何十年前に遡って当時の悩みを抱えていた人がどのくらいいたのかはわからないが、それが言いやすい環境が整備されたことによって、件数が増えたということは成果であると考えている。

- ◆ 数字だけで判断するわけにはいかないが、いつか山になって、そこから相談件数が少なくなったり、笑顔があふれる荒川区になるといいなと思っている。

○区民会議について(保坂委員)

- ◆ 今後の予定にある、区民会議とは何か

区⇒女性団体の方、地域の人権擁護委員や主任児童委員、社会福祉協議会、民間の企業の方などが参画する会議体であり、ご意見を伺いながら計画の改定を進めている。パブリックコメントの後にも、また区民会議を開催し、パブリックコメントと並行して区民の皆様の意見を伺いながら、より良いものなるよう進めていく。

- ◆ 区民会議の意見を、我々も見ることできるか？

区⇒区民会議のご意見は、2 月の議会で報告をさせていただきたいと考えている。

○標記の統一について(横山委員)

◆ 元号と西暦を併記すること

区⇒元号と西暦を併記して、わかりやすさという点からも統一させていただく。

荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次) パブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間: 令和7年11月11日(火)～12月2日(火)

2 閲覧場所 : 男女平等推進センター、総務企画課、情報提供コーナー、区ホームページ

3 意見提出者 : 11名・14件

内訳 Logoフォーム 9名・12件、電子メール 1名1件、持ち込み 1名1件、FAX 0名)

4 意見の内訳

①計画全般についての意見			7件
②計画の具体的な内容に関する意見			7件
	基本目標Ⅰ	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	4件
	基本目標Ⅱ	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・困難を抱える女性への支援体制を整備する	3件
合 計			14件

5 意見の取扱い

◎	計画に新たに反映する	2件
○	既に盛り込んでいる	5件
－	意見・要望としてお聞きする	7件
合 計		14件

6 提出された「意見の概要」とそれに対する「区の方考え方」

《計画全般について》

No.	意見の概要	意見に対する区の方考え方	取扱	該当ページ
1	出生届の父母との続柄欄に「嫡出子」「嫡出でない子」のどちらかにチェックさせているが、これは人権侵害にあたらないか。 女性が非婚で子を出産するかは、女性の権利である。それを国や他人から問われる筋合いはない。 子が一生を通じて差別的な扱いや精神的苦痛を受ける原因となる可能性があり、子の人権を侵害するとして、現行の出生届では人権尊重の立場から使用できないと法務省に言えるのか。	出生届における父母との続柄の欄(嫡出の別)については、戸籍法第49条第2項第1号により記載が求められていることに加え、記載内容により届出者の規定が異なること(同法第52条)から、確認をさせていただいているものです。 区といたしましては、非婚・未婚の選択を含めた個人の生き方や境遇に対して偏見の目を向けたり、差別をしたりすることのないよう、人権尊重意識を醸成していくことが重要と認識しており、今後も人権尊重の理念に基づいた対応に努めてまいります。	—	—
2	国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」を直ちに批准するように、国に要求や意見をすべきである。	女性の権利保障やジェンダー平等の推進は、区としても非常に重要な課題であると認識しております。 ご指摘のとおり「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は1985年に締結していますが、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」については未批准となっております。しかし、国際条約の批准は、国において総合的な判断のもとで進められるものであり、区が直接的に関与できる事務ではございません。 今後も国の動向を注視しつつ、区民に最も身近な基礎自治体として取り得る施策を着実に進め、男女共同参画の推進に努めてまいります。	—	—
3	荒川区には、人口の1割以上の外国出身者がいるため、西暦を併記したほうがよい。	ご指摘を踏まえ、全ての方にとってより分かりやすい計画とするため、元号表記に併せて、西暦も表記することとします。	◎	1 ～ 72
4	LGBTQの多様化が過度に進みすぎなければいいと思う。	近年、性別や性自認・ジェンダーアイデンティティに関する法令や制度の整備、理解が進む一方で、社会全体が大きく変化していくことに戸惑いを感じる方もいらっしゃるということについては認識しております。 一人ひとりが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、互いの個性や違いを尊重する意識醸成が重要であると考えております。 そのため区といたしましては、性の多様性に関する知識を深めることができるよう正確な情報発信や啓発を進めてまいります。	—	—
5	計画には賛同する。 ただ、昨今の国政選挙などをみると逆行しているような結果が見受けられる。 基本的人権の公平性の推進には多大な難問があると認識するが、それでも強く進めていただきたい。	本計画に基づき、誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自分らしい生き方を選択できる社会の実現に向け、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境の整備に、取り組んでまいります。	—	—

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
6	計画に「包括的性教育」を追加してほしい。 包括的性教育は人権を知るための教育であり、ジェンダーは幼少期から日常的に形成されるため、大人になってから学び直すには限界がある。 幼少期から包括的性教育を学ぶことで、人権意識、ジェンダー平等の意識、ハラスメントの抑制などにつながると思う。	性に関する正しい知識の習得や人権・ジェンダー平等に関する理解を深めることは、ハラスメントのない社会づくりの土台であると認識しております。 本計画においても、中学校保健体育において「性教育の手引」を参照して互いに尊重し合うことの大切さを学習することや、啓発・相談体制の充実等を位置づけており、関係各部署と連携しながら、区民の理解促進に取り組んでまいります。	○	30
7	分かりやすくなるように、用語解説がほしい。	ご意見を踏まえ、計画をより分かりやすくお示しするため、専門用語をはじめ、注釈が必要と考えられる用語について、コラム欄・用語解説を付すこととします。	◎	

≪基本目標1≫ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
8	学校では男女平等が進んでいるが、社会に出ると一気にそうでなくなるという話を見聞きする。 学校では10年くらい前から「名前順では男子が先」ではなくなった変遷を見ても、教育現場では男女平等がなされているため、就職の際、職場での男女の不平等さにショックを受けた等のSNS投稿が、今も春になると散見される。 だからこそ、当たり前のことを当たり前にしていくことは険しい道なのかもしれないが、今後も粘り強く(男女平等推進施策を)進めてほしい。	本計画においては、基本目標Ⅰの指標として、「学校教育における男女の平等意識」と「社会全体における男女の平等意識」の両方を設定し、あらゆる分野における男女平等意識が醸成されるよう目標値を定めるとともに、区民への様々な啓発施策を実施していく考えです。 今後も、いただいたご意見を参考にしながら、男女共同参画の推進に着実に取り組んでまいります。	○	28 ～ 37
9	荒川区の第6次男女共同参画社会推進計画素案に賛同する。 近年、SNSやグループラインを通じて写真や動画が拡散される事例が増えている。悪意がなくても一度拡散された情報は完全には消えず、いわゆる「デジタルタトゥー」として将来に影響を及ぼす可能性がある。 子どもや若者への教育に「デジタルタトゥー」や情報モラルを体系的に組み込み、SNS利用のリスクを理解させることが必要と感じる。 区として学校や地域と連携し、啓発活動を強化していただきたい。	ご指摘のとおり、一度インターネット上に拡散された情報は完全に消去することが難しく、その被害の当事者となった方に深刻な影響を及ぼす可能性があります。 こうしたリスクを理解し、自分や他者を守る情報モラルを身につけることは、現代社会において非常に大切な課題であると区としても認識しております。 本計画においても、基本目標Ⅰの施策として、インターネットでの人権侵害防止を図るため、あらかじめSNS学校ルールに則り、SNSを利用する上でのルールに関する啓発チラシを各家庭に配布するとともに、教員対象の人権研修を実施し、人権教育の推進を図る旨を記載しております。 今後とも、関係部署や地域と連携しながらネットリテラシーの啓発や相談窓口の周知、情報モラル教育の推進を行い、インターネットによる被害を軽減することができるよう努めてまいります。	○	30 ～ 31

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
10	もっとLGBTQの理解を深める為の活動をして も良いと思う。また、LGBTQの方々ももっと表 に堂々と立てるといいなと思う。	性の多様性に関する理解を広げることは重要 であり、本計画においても、基本目標Ⅰにおい て、「人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり」、 「多様性の理解促進と地域における協働の促進」 に取組む方向性を示し、情報発信や啓発、教育、 地域活動における多様な人の活躍の場の拡大、 LGBTQに関する専門相談の充実等の施策を推 進していく旨を記載しております。 引き続き、LGBTQに関する理解促進や当事者 の方々がより安心して自分らしく社会に参加で きる環境づくりを推進してまいります。	○	28 ～ 37
11	35ページの「Ⅰ-2(4)多様な生き方への理解 促進と相談体制の充実」「同性パートナーシップ制 度を通じて当事者の方々の社会的な困難を可能 な限り解消できるよう努めるとともに、制度の周 知と理解促進を図ります。」 36ページの「同性パートナーシップ制度やLGB TQ理解促進に関する取組を強化し、LGBTQ当 事者の性的指向・ジェンダーアイデンティティに起 因する社会的困難の解消に向けた意識啓発を行 い、多様な性に関する理解促進を図ります。」 上記には「同性パートナーシップ制度」について 書いてあるが、同性パートナーシップ制度は違法 になるのでやめるべきと考える。	荒川区が導入している同性パートナーシップ制 度は、婚姻とは異なるものであり、戸籍制度や民 法上の婚姻に影響を及ぼすものではなく、あくま で、日常生活における様々な場面で当事者の 方々が置かれている困難の一部を軽減すること を目的として、法令に抵触しない範囲で運用して いるものです。 ご指摘にある「制度が違法である」という点に つきましては、国においても制度を違法とする見 解は示されておらず、区が同性パートナーシップ 制度を導入することが法律に反しているという 認識はございません。 区といたしましては、本計画に基づき、誰もが かけがえのない存在として人権が尊重され、自 由で多様な生き方を選択できる社会の実現に向 け、取り組んでまいります。	—	—

《基本目標2》 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す・
困難を抱える女性への支援体制を整備する

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
12	DVおよびモラルハラスメントについては、加害 者本人に加害意識が欠如していることが多く、啓 発活動は本人に届く形で実施してほしい。 さらに、本人がその行為を容認する家庭環境で 育つケースがあるため、学校教育において将来を 見据えた啓発を推進してほしい。 そのために、学校の教職員も男女共同参画の研 修を多く受けるべきとも考える。	DVに関する啓発につきましては、本計画にお いて、広報や周知活動の推進を施策として掲げ ており、DVやデートDVに関する気づきを得られ るようなハンドブックの作成・周知や、怒りを上 手にコントロールする手法を学ぶ「アンガーマネ ジメント講座」等を実施し、意識啓発を図って おります。 また、本計画では、子どもが人権意識を身につ けられるよう、教職員の人権意識の向上のため の研修の充実等を記載しております。 今後も、引き続き多くの方々への啓発や研修の 充実に努めてまいります。	○	38 ～ 42

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当 ページ
13	荒川区におけるショートステイ事業の対象年齢が中学生までとなっており、高校生は利用できない現状には問題があると認識する。 DV、モラハラ等の問題があつて、家から一時的に離れたい時にも高校生が利用できないので、家庭環境に苦しんでいても家から離れられないことも多いと推察される。 家出を防止し、サードプレイスを提供する意味でも、18歳または20歳まで対象年齢を拡大することが望ましいと考える。	家庭環境に困難等を感じる若年層に対して、一時的に安心して過ごせる場や居場所を提供することは、重要であると認識しております。 ショートステイ事業につきましては、対象年齢が中学生までとなっておりますが、DVやモラハラ等で深刻な課題を抱える18歳までのお子さんについては、児童相談所が相談に応じ、適切な支援や関係機関につなげていくとともに、緊急性や家庭環境等の状況に応じて一時保護なども行っております。児童相談所設置区として、今後も子どもが安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。	—	—
14	アクト21一階でのパネル展を通して、デートDV等を知ることができた。情報誌も様々な理解が進む。 早い年代から、暴力を受けそうになった時にできることを伝えておくことは、被害者を出さない社会実現につながる。まずは正しい情報が大切と思う。今まで以上に多岐にわたる講座実施を希望する。 男女共同参画は、とにかく女性だけがと言われがちであるが、ポジティブに考えてほしい。 誰もが私らしく生きることを実現できるために、啓発講座等引き続きの実施を望む。	デートDVをはじめとする暴力の予防には、早い年代から正しい知識を伝え、早い段階で気づきを得られるような教育が重要であると認識しております。 本計画においても、基本目標Ⅱの施策として、デートDVをはじめとする「暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実」を掲げ、デートDV防止講座や啓発パネル展等の講座や啓発活動を推進していく旨を記載しております。また、令和6年度より男女共同参画推進講座の実施回数を充実させ、講座の内容に応じ男性も参加対象とする等事業の充実に努めております。 今後とも、誰もが自分らしく生きることができる地域社会づくりのため、幅広いテーマに対応した啓発講座や情報提供に努め、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。	○	38 ～ 42